

理財局特別情報 (第二十五號)

産業再轉換と勞働問題

目次

一 序説

二 米國に於ける勞働争議

(一) 意 義

(二) 原 因

(三) 争議概観

(四) 勞働争議の産業再轉換に對する影響

(五) 賃銀と物價

(六) 争議対策



昭和二十一年七月十六日
理財局



- (七) 資本主義修正の方向
- 三 中國に於ける労働爭議
 - (一) 罷工概観
 - (二) 原因
 - (三) 對策
- 四 日本に於ける労働爭議
 - (一) 意義
 - (二) 爭議概観
 - (三) 原因
 - (四) 我が國の労働組合運動
 - (五) 生産管理
 - (六) 對策

産業再轉換と労働問題

一 序 説

米國をほじめとして世界各国は終戦を契機として深刻なインフ
レ及び失業不安等を反映して未曾有の労働運動の波に見舞はれて
ある。而も今次大戦による世界の被害は甚大である。その復讐の
爲には生産力の増強こそを急務である。労働問題はこれに直符的
関係をもつものとして第一に注目されねばならない。以下米國
中國及び日本につき概観する。

二 米國に於ける労働争議

(一) 意 義

(1) 國民經濟的には産業再轉換の進行を阻碍し、
かいては過少生

産と過少消費、反動の到来をもたらす完全雇用の挫折を意味する。

(2) 世界経済との関係に於いてみれば、世界各国は今や戦後復興と米國の極大な経済力の援助の下に遂行せんとすいておる。従つて争議による再轉換の阻碍は世界復興に深刻な影響を與へずにはおかない。

(3) 第一次大戦後の労働問題との質的相違（世界島四説）

(1) 労働事情の発展

(a) 組合活動の成長

(I) 組合員の數についてみれば前大戦後にはせいせい四百萬程度だつたのが、現在は千四百萬人を超えておる。

(II) 組合の性格も曾つては技能別に分けて組織されたA・F・L. しか中心であつたが、現在は産業別組合であるC. I. O.

が A. F. L. と並び立つた状態である。

(イ) 労働階級既得権益の伸張

(ロ) 三十年代ニユ！、ディール期を通じて労働者の団体交渉権が確立され、罷業権が法的に確認（所謂ノリス・ラカール・ダイヤ法）された。

(ハ) 失業保険制度

(ニ) 最高労働時間や最低労働賃銀の制度が聯邦的を模範として設定せられた。

(ロ) かくして労働者即消費者の立場を代表し、得られるものの大きさを力として業者に対抗し得ることとなり、このことはたゞその直轄の専断が一見経済的なものである賃銀値上に對するものであつても、客觀的には大きな政治的意味をもつものである。

(二) 原因 (時評六一)

(1) 戦時中に膨脹した物價状態、生計費に對して戦後下降の傾向を示す債銀準備率

(2) 戦争の終了と共に軍需注文の解約により生産は當然減退す。これに從つて失業と債銀の低下が起らざるを得ない。

(a) 一九三九年を基準にするると一九四四年四月の米國工業生産の綜合指教は二一九であつた。

(b) 米労働統計局の指教によれば

(一九三九年を一〇〇とす)

	工場雇備指教	工場債銀支拂指教
一九四四年 (九月)	一六六	三三五
一九四五年 (十月)	一一一	二一五

(3) これに對し物價は戦時中の最高價格制度の維持に依り奔騰

を防がれてはゐるが、亦はこの統制をはね返して騰貴し、生計費は上り、殊に闇物價は着しい騰貴を示してゐる。

(2) 戦時中勞働條件の差別化の正常状態への轉換

勞働時間短縮に由る實收入の減少(世界經濟月報三、二月號)
 (1) 主要軍需工業や勞働力不足の工業地域では戦時中最長四十八時間制(五十時間以上に増加した部門もある)が行はれ、四十時間を超過する勞働に對しては公正勞働標準法に基于一倍半の賃銀が支拂はれた。

(4) 此の結果耐久財工業の週賃銀は一九四一年一月―四五年六月の間に三〇・四八帛から五一・七九帛へ六〇%の増加を見た。
 (労働統制局調査、但し税金を控除せず)。

(8) 終戦後の四十八時間勞働制廢止の結果は週賃銀四二帛以下へ低下した。

(三) 争議概観

三月迄

この期に於ける労働争議はシカゴの肉類謹詰工場の罷業に政
府の傍収擁の発動を見下以外、一徳労働相互の自由な団体協
約により解決せられてゐる。これをG.M社の罷業に就いて觀
察しよう。

(1) G.M社の罷業(時経三・一五・三一八)

(a) 労働者側の要求

(1) 終戦後における時間外労働中止に伴ふ残業手当の喪失
と生計費昂騰を補ふための賃銀引上

(2) 價格改訂を伴はざる賃銀の引上

(b) 罷業の期間及び参加人員

罷業は同社従業員十七萬五千名が百十三日間罷業を継続

した。

(1) 解決

トルーマン大統領の實情調査委員會及び特別解決委員會による解決の試みは共に失敗し結局調停官による勞資の歩みどりにあつて一時期間當り十八仙半引上の新賃銀團體協約により解決されたのである。

(2) 三月以降

この期に於ける罷業は其の解決に至る過程に政府の接收権の發動があり事態は前期に比し深刻化してゐる。

これを炭鑛罷業及び鉄道罷業に就いて概観しよう。

(1) 炭鑛罷業 (時經四四、五一、四三)

(2) 鑛山労働組合側の要求

鑛山労働組合會長ジョン・ルイス氏は資本金側に次の條件

を要求した。

(I) 健康安全施設の改善及び厚生資金の設

(II) 債銀引上げ

争議経過

(I) A.F.し鑛山労働組合所屬瀝青炭坑夫四十餘萬人が四月一日午前五時より一斉罷業に入った。

(II) 大統領ルイス及び炭鑛業者代表チャールズ・オニール氏の會談により厚生基金等に關し原則的諒解が成立し、五月十三日より二週間罷業は中止せられた。

(III) この間ト大統領は事態の重大性にかんがみ二十一日夜全岡炭坑の接收を断行した。

(IV) その後交渉不調により五月二十五日夜半より政府接收下に罷業は再開された。

(c) 解決

二十九日ルイス氏とクルー、大正局長官との間に意見が一
致し、次の條件により罷業は解決された。即ち

(1) 一日一車八五仙の賃銀引上げ

(2) 石炭納附金を財源とする厚生基金の設定

(d) 鐵道罷業

(a) 原因及び経過

(1) 米鐵道乗務員友愛會及び機關手友愛會は賃銀値上げを
要求し五月十八日より罷業に入る旨指令した。

(2) 大統領は事前にこれを解決せんとし十七日全米の鐵
道持収を命じ、直持機關手、列車乗務員に對し罷業に
參加せざる様懇請したが罷業は二十三日開始した。

(3) 大統領は鐵道の重要性にかんがみ、軍隊による運轉

といふ強權の發動を通告したがこれが發動三分前まで解
決された。

(カ) 解決條件

- (イ) 一月一日に遡って一時間十六仙増給
- (ロ) 五月二十二日以降はこれに更に三仙半を加へた十八仙
半増給

(四)

労働争議の産業再轉換に對する影響

(イ) 製鋼罷業の及ぼせる影響

米國工業の約五〇%は鋼鐵を原料とし、且つ鋼材の手持が
僅か十五日分といふ工場が多数を占めてゐる状態よりそれ
はその影響のいかに深刻なるかは想像されえやう。

(ロ) 救済後一週間の損害(時經一三一)

(a) 産業及び労働者の損失合計は一億七千七百万を推定された。
b) フォード及クライスラー西社では操業短縮の已むなきに至った。

(ハ) 罷業の継続はその影響を更に深刻化した。即ち（時経三・三二・一・一・六）

(a) 政府は八十五萬噸に上る本年上半期の鋼鉄輸出計畫を取消した。

(b) 鋼鉄を原料とする工場は作業停止するもの續出し、自動車工業部門に於てはクライスラー社を除いての工場が作業を停止するに至った。

(c) G. M. 社の損失は合計十億弗に上るものと推定せられる。
2) 炭鑛罷業による損害

(a) 産青炭鑛罷業は發生以來四週間にして次の如き損害を生じた。

即ち瀝青炭協會の発表によれば（時經五三）

(a) 炭坑業者の損失は一週間三千六百萬弗

(b) 勞働者側の賃銀喪失は二千百三十萬弗

(c) 石炭輸送中止に伴ふ鉄道會社の打撃は千八百五十萬弗

四) 更に石炭業者の製鋼業及び他の工業部門に及ぼした影響を見

れば（時經四二二、五一一）

(a) 製鋼會社の作業率は五八・七%まで下落した。

(b) 炭鑛罷業に基く製鋼生産喪失高累計は四月下旬三十萬屯

に達した。

(c) かゝる罷業に伴ふ鋼鉄の不足は自動車工業界に重大打

撃を与へフオード社では事實上作業を停止し、勞働者四

萬五千名が遊休するに至つた。

五、債銀と物價

(1) 米國政府は勞働爭議による債銀引上要求に對し價格を改訂せざる範圍に於て、その解決を計ることを方針とした。しかし罷業は要するにインフレの直接的反映であつて、偉大な經濟力を誇示する米國すらも間斷なきインフレの脅威から免れることが出来ず、結局問題は資本主義構内において循環的なものであることを示してゐる。その顯著なるあらはれは新債銀物價政策とそれに基づく價格の引上げである。

(2) 新債銀物價政策に於る債銀と價格

(1) 新債銀物價政策（時經六一三）

(a) 全米に及ぶ製鋼罷業解決を直接的な契機として發表された。

(b) 新政策の方針

(1) 現在の罷業が長期化するれば生産は停頓しインフレ圧迫

が激化する。

(Ⅱ) これを除去するためには何よりも生産増強が中要であり、このためには現在原價高と價格の停止によつて苦境に陥つてゐる多數會社の救済が中要である。

(Ⅲ) 従つて一定限度内において鑛銀の引上げと、會社利潤平均を一九三六—三九年の水準におくことを目標にして價格の引上げを認める。

(Ⅰ) 鋼鉄價格引上げ

(Ⅰ) 二週間に亘る鋼鉄罷業の結果、一時間當十八仙半の賃銀増加が認められた。

(Ⅱ) 而して鋼鉄の價格は一噸につき五弗の引上げが行はれた。

(二) 肉類價格引上 (時經三一)

(Ⅰ) 新賃銀物價政策により十三萬一千人の肉類罐詰工場従

業員に對し、時間給十五分の引上げが許可された。

正一月三月十一日以前肉類最高價格は一割半引上げられた。

自由動車小賣價格は廿一、一時給五、二七

自由動車小賣價格は五月二十三日自由動車十五品目の小賣最高

價格を三十三圓五匁五厘百六十七兩方引上げた。

四その理由として

小製鋼罷業の結果、著急届の價銀値上り、それに伴ひ、鋼

鉄價格變遷を五割引上げられたこと。

鋼鉄その他の資材部品の値上りは現在の最高價格に

比し八割方引上げられたこと。

一、炭坑労働者及び鉄道従業員賃銀引上げとその影響

賃銀引上げと厚生基金の設立に伴ひ、澄膏炭一噸六、七、

七十五仙の價格の引上げに必要であると思はれてゐる。

① 鉄道從業員に一時相當の半價の賃銀引上げが認められた。これは補正のためは運賃の引上げが押寄せを
 海がくしと運賃が引上げられ、は運賃の引上げが押寄せを
 に引上げられ、又運賃及び運賃の引上げの結果は細鉄
 に影響を受け、経営高と神のためには更に賃銀引上げ
 賃銀すかまじいなる

その運賃の引上げの認められたものの中には、十乳
 のター、等一、等ある。

ふか、如く賃銀と物賃の相違はせられたり、
 法と新賃銀物賃放棄により、一應の等足、見たこと
 改書により、賃銀の修正は物賃と長米、兼大統、兼が推
 否、
 三月一、
 三月一、

に勞働時間延長の影響を及ぼす事には、
徳田堅直局長クリンシは直ちに臨時物價統制法を五法せよと
上院に打電してゐる。

(大) 軍議要案

軍議の決断は、これに俾知され、解決に對する政府の手段も強硬に
直に賣銀と密接に關聯する物價政策にも影響を與へずれば
おかない。これを大軍の軍議野望に就いて推察する。

全米労働者會議

労働者双方の自發的意志に依り團結協約の口滑なる運用は、
労働者解決せんとして昨年才設置せられた。

口滑たる改訂を行はずに賣銀の引上げを事業主側に要請する
事を方針とした。

(ハ) これは所期の効果を擧げ得ず解散した
る實情調査委員會制度

比本制度の内容

(ア) 鉄道勞働法の趣旨を採用したもので、
第三若委員により
調査委員會を設置する。

(カ) この調査期間中罷業を停止せしめ該罷業が公正なりや否
やを決せんとするものである。

(ク) 結局この委員會の機能は單なる調査機關に止るものである。
比本制度に對する批判

(イ) 勞働組合側はこれをもつて組合権を脅かすものであると
主張する。

(ロ) 資本家側は本制度による會社經理の調査に反對した。(比
M社の拒否等)

(C) ミエーヨークタイムス紙の論調

本制度のみに頼る事は不可能であり所詮は調停制度の強化、政存千棧の継続が中要であるとしておる。

(ハ) 新債銀物價政策の確立

(a) 本制度による債銀引上げの爲に價格の改訂が必要なりや否やを決定せんとするこゝろみは失敗した。

(b) リースチール社の争議を契機に新債銀物價政策が確立された。

(c) 本政策は債銀の引上げと同時に場合によつては製品價格の引上げを許容せんとするものである。

(3) ケース法案 (外債三六號 五二八)

(4) 本法案の内容

(a) 勞資紛争を平和的に解決するため勞資及び政府の三者調

停年賃書を改題する

(イ) 団体交渉又は争訟による協定成立失敗の場合委員會は一

切の争議に對し三ヶ月間の強制調停期間を設ける。

(ロ) 右期間内の罷業乃至工場閉鎖を非合法行為とする。

(ハ) 労働組合は契約に違反した場合は裁判所に提訴される。

(ニ) 労働者はケツトに當り暴行を加ふることを禁止する。

(ホ) 本法の罰則として團體交渉権停止又は全圖労働關係法に

比しとづく個人の有償権利を新奪する。

(ロ) 本法は上院を五月二十三日、下院を五月二十九日夫々通過

した。

(イ) 平常の事態に於ける労働制限法は本法業を以つて嚆矢とする。

(ニ) 本法が實施されるはワグナール法によつて労働者に許容され

た種々の特典は大中に削減せられる。

木本法は七月十日閣下大統領にまつて押番されぬ事、
罷業停止緊急臨時法案以外信大、

ハケース法案以上の罷業臨時法案として閣下下院で審議申
ト大統領の承認案がある

四) 内容

(一) 大統領は政府権限の主權、輔弼、他内閣議において、
標業停止し、閣議臨時を成し、閣下國家の緊急事態を

宣言し、

(二) 同軍艦の下に於いて、大統領は標業再開の期日を決定し、又

政府管理下に於ける労働者協働條件を規定する。

(三) 政府と協働者は、労働者協働法、労働協約指導者は、該法第

五、十條、禁錮二年、懲役三年、罰金十圓を罰する。

(四) 政府管理下信託業又は標業停止を閣下、閣下は、該法第

しての資格を喪ふ。

(乙) 検事総長は政府の揮業再開の命令を施行せしめる様地方
聯邦裁判所に要請し得る。

尚上院に於て削除せられたる條項は次の如し。

(丙) 政府の工場接收後大統領は政府の指令に反する勞働者を軍
隊に徴収し得る。

(丁) 政府管理中に於ける收益は「公正なる補償」を企業者に
支拂つた後の純益は大藏省に收納する。

(戊) 政府管理中罷業した勞働者は政府接收の終了後勤續年限
の特權を喪ふ。

(己) 資本主義修正への方向

上述の方向とは別に米國內に於いては資本の所有と經營の分離

勞働者の經營參加の問題に關し新資本主義の提唱と工場委員會
がある。

(1) 新資本主義の提唱 (外信五三)

(a) 商業會議所會頭

(外信五三)

ける新資本主義を左の如く提唱してゐる。
新資本主義は今や物産を母とする段階に達してゐる。資

本主義を延命させる爲には從業員に依る經營參加が不可
缺の要件である。

(b) 本國に於ける經濟的自由は来たに少數の個人の特權と

なつてゐる。然し資本主義が今後存続すべからざる
とするならはずすべし。個人が自己を資本家とせばしめ
るやうにしなければならぬ。即ちすべての者が資本主
義に財政的権益をもつやうにしなければならぬ。

(九) 此れが爲め従業員に利潤を分配して重枝會に従業員を
参加せしめて事業經營に参劃させることを要する。

(四) 個人に積極的野心があることは資本主義の生命である。
而今や社會主義が資本主義を世界の人々の審判の前に
立つてゐる。然し最も多くの個人に最も多くの利益を
與へる機構が結局勝利を得てあらう。

(六) 新資本主義は少數の爲め利益を圖るものであつてはな
ない。實業界はこの新資本主義を創り出す爲に主動的役
割をつとめなければならぬ。

(七) 實業界は最善賃銀制度及び利潤分配制度を好意を以つて
考慮しなければならぬ。

(八) 個性の至上性を認め多くの個人の爲めに個人のイニシアチ
ブに全幅的な活動の機會を与へやうとする考へ方は米國の

各方面に於てみられる。例へば商務長官ウオレスも著書「大千禧人の仕事」に於てこの点を強調してゐる。

12) 工場委員会 (五、六)

14) C. I. O. 傘下の労働組合が経営参加の爲めに設置したものである。

10) ブラウン・シヤーマとがシンシチナ・ミリーリング等の工作機械生産會社にそれが見られる。

11) 労働組合はこの工場委員会を通じて労働条件、福利厚生施設は

勿論利潤分配にまで参加してゐる。

12) ブラウン・シヤーマ會社の場合、従業員平均勤続年数が三十手に達してゐるのはこの工場委員会に員小所が多い。

三、中華の國に於ける勞働爭議 (東電五、二七、六一三)

罷工 (罷業) 概観

① 上海に於ける罷工

(4) 終戦後國民政府の上海接收以來、同地に於ては物價騰貴と

失業の爲罷工は續發した。即ち

(1) 罷工件數 一萬件

(2) 参加勞働者 延五十萬人

と推定せられる。

② これを支那需要中の罷工との比較を上海罷工統計によつて
みれば

	罷工件數	参加工員數
一九三八軍	二八	七、〇〇九
一九三九軍	一一一	三三、三一四
一九四〇軍	二八九	一一四、二三〇

以ては失業率の増大と飢饉の逼迫は罷工状態を益々悪化し、争議は各地に波及重慶、西安その他の他の重要都市産業は危殆に瀕してゐる。

(二) 原因

(一) 徹底的に原因はいづれも経済的性質のもの、物價騰貴とこれに對する銅銀引上速度の乖離が根本をなしてゐる。

(二) 上海の罷工の具体的原因を上海市政府勞工處長李劍華氏の報告によつてみれば次の通りである。

- (一) 八月十五日日本投降後操業停止、開鑛した日本及び偽政権の工廠工人の解散費、生活維持費の要求
- (二) 物價騰貴による工價値上げ、待遇改善の要求
- (三) 失業工人の就職要求

(二) 旧正が差迫つたため、工人の年末賞與の要求

(三) 對策

(イ) 国民政府の罷工對策

(ロ) 終戦後養生した労働運動に對して最初政府側は理解ある態度を示し、強制主義的請立法の発動を控え出来るだけ仲裁的立場に於てその解決を計つて来た。

(ハ) 併しその後益々悪化して来た爭議風潮に對し、國府は強制制度の施行と爭議彈圧にのり出した。

(ニ) 仲裁委員會

(イ) 四月二十四日行政院公布の法令に依り地方政府に當設けられた。

(ロ) 勞資双方は仲裁を絶ずして如何なる罷工、停工、停業も

嚴禁された。

(1) 仲裁委員會の裁決に従はない時は地方政府は裁決を強制する権限が与へられてゐる。

(2) 上海市政府の罷工對策

(a) 失業工人に對する救濟支出

(a) この爲に上海失業工人救濟會が設置された。

(b) 救濟會は各工廠單位に要求に應じて麵粉の配給を行ひ或は接收工廠工人に對し解散費を支給する等廣泛な救濟活動に乗り出してゐる。

(c) しかしこれは根本的解決方法ではない。

(4) 勞働爭議處理辦法

(a) 爭議豫防手段として失業工人の緩工要求を調節するため工人の過去に於ける對日協力の程度により復工順序を設

ける

(b) 就業工人の賃銀増額要求に對しては物價指數に依りて賃銀を變動させるスライディングスケール法を勵奨した。

(c) これにより解決が奏功せず爭議を招来した場合には国存の「勞資爭議處置法」により積極的に調停、仲裁を行ふ。

四 日本に於ける勞働爭議

(一) 意義

終戰以來我が國の産業經濟は生産管理を主体とする未曽有の勞働運動の波に見舞はれてゐる。それは戰爭に因る經濟力の破壊、急激なる勞働者の解放、資本主義に對する深刻なる批判、急速なるインフレーションの進行等に基く事は云ふ迄もない所である。

(二)

爭議概觀

(日本) (經濟五二二)

(一) 爭議發生狀況

昭和二十九年九月					爭議件數
十月	十一月	十二月	一月	二月	
三	六	一	二	二	
二	四	一	一	九	
三	四	一	八	九	
昭和三十一年一月					
二月	三月				

(三月二十日)

(2) 生産管理

一月

一三件

二月 一七件

三月 二七〇

四月 二九〇

五月 一四〇 (五月二十日現在)

(3) 三月の争議に就きその内譯をみれば (三月二十日調)

件數 九一件 (罷業等の所謂争議に至る前に解決されたるものを含む)

内譯

生産管理 一三件

同盟怠業 七〇

同盟罷業 二二〇

工場閉鎖 三〇

労働争議の總件數と對する比率 〇・四九四にして一月〇・二九〇、
二月〇・二二六に對し増加してゐる。これは労働問題の深刻

化を意味する。

(三) 原因

(1) これを三月の労働争議に就いてみれば（日本経済五、二）
総件数 九一件の内

(イ) 債銀引上要求 六五件

(ロ) 社内民主化監督者排斥 一二〇

(ハ) 経営参加 五〇

(ニ) 解雇反対 四〇

(ホ) その他 三〇

(2) すなはちインフレの反映と云々の債銀引上要求がその大部を
占めてはゐるが、所謂産業民主化の要求も見逃すことが出来
ない。

(四)

我が国の労働組合運動（時産三一八）

(イ) 労働組合運動の進歩—生産管理の誕生

(ロ) 労働組合は資本主義の全盛期に労働値上による資本利潤の分配要求をスローガンに誕生した。ここに階級對立が生れ、経済闘争の性格が表はれた。

(ハ) 今やその経済的基礎は一変し、資本主義は崩壊期に直面し、而して戦争による被害は徹底的である。

(ニ) かくる事態の下に於ける單なる賃銀値上要求は利潤の公平なる分配を意味せず、價格の騰貴による消費者への買權の轉嫁、ひいては劣銀と價格との悪循環を生む。

(三) かくいてここに階級闘争と経済闘争を止揚して政治活動へと發展し、「日本産業復興は労働者の手で」といふスローガンをかかげるに至つた。これを端的に表現するものこそ生

産管理である。

(二) 労働組合の發展 (日本経済五二一、毎日二、三二)

(イ) 労働組合の結成状況

労働組合法が施行された三月一日より七日間の届出による
と単位組合の結成は三十七百四十五 組合員數百六十九萬
九百八十五人によつておる。

(ロ) 産業別單一組合化への發展

二月九日全日本の新聞通信關係を包含する日本新聞通信労働組合が誕生したのを嚆矢とし、産業別單一組合への傾向が濃厚である。この場合日本労働總同盟と労働組合協議會の抜き器りが問題となる。

(三) 労働組合の發展と我が國民經濟

(イ) 労働者の主体的性格の變化

勞働者が團結の力を通じて、一方では勞働條件の改善に依りその地位の向上を圖りながら、同時に他方では一歩を進めて彼等が經營参加の機を掴むまでに達するとすれば、この場合勞働者は一般に肉体的にも精神的にも、勞働方としては積極的により有効に、より能率的に機能し得るものとなる。

(四) 低賃銀より高賃銀への変化による經營の質的变化

(一) 我が國の産業經營は、低賃銀の故に生産過程の技術的高度化、一般に生産の合理化への努力は稀薄で産業資本は商業資本的性格を有しておた。

(二) 勞働組合による勞働の組織化に基く高賃銀への傾向は、産業經營をして生産そのものに関心の重点を移さず、即ち産業資本本来の機能を営ませるに至る。

労働組合の現実態

労働組合は、労働者の解放、経済再建といふ重き使命と高邁なスローガンを掲げては、量的には刮目すべき発展を遂げたのであるが、その實態はどうであるか。そこには次の如き好ましくない傾向を示しておる。

(一) 今日のところ一般の労働者大衆に組合結成の能力と自覺と自主性とか手だ充分よく試察しておらぬ。これは

(二) 工員と職員の一緒になつて組合を結成しておる。

(三) 組合の指導が職員の手にかゝる經營に於ける中間指導

の地位にある職員の手にある。

点にかゝるはれる。

(四) このことが既に看過すべからざる二つの事態を生ぜしめておる。即ち

(2) ダラ幹の出現。この事は組合の運営と行動とを實際に甚
 だしく無軌道のものにしてゐる。
 (3) 御用組合の出現

(五) 生産管理 (朝日大。一。)

(1) 時代の意義

(2) 資本家の生産ヤが對抗手段として生産停滞を防ぎまた争議
 の手段としては生産低下を極力回避するため罷業に代る
 のがある。

(3) 更に生産を通じて労働大衆の生産意欲の向上、組合の強化
 が行はれる。

理由

以上の手段を採らず生産管理を行ふ理由としては、

(イ) 消極的理由

(a) 争議資金がない為ストライキが出来ない

(b) 今日のように物資不足の時ストライキを行ふことは事實として

合側に充分の言ひ分があるに於いて一總の支持と同情と

を得難い

(ロ) 積極的理由

労働組合こそ資本家の生産ヤボを克服し、資本家に代つて

正に新時代を拓く本當の生産者である事を示さうとする

(ハ) 具体的なる労働交渉決裂の焦點は

(a) 経営難を理由とする経営者側の工場閉鎖

(b) 解雇及裁 廣範圍に亘る経営者加要求、人事の民主的刷新

の諸問題に集中されておる

5. 傾向

(4) 長期化傾向

争議が大銳化し生産管理が永引く傾向がある。江戸川工業
東京工場は三月一日から、日本ステンレス高岡工場は三月
五日、東洋合成新瀉工場は三月十三日から生産管理に入り
まだ續けてゐる。

(5) 共同闘争、政治闘争への傾向

生管が永引くにつれて従来最大の隘路とされた金融と資材
難打開に従業員組合が努力し、生管実施工場相互の融通機
助或いは銀行等の金融機関との聯繫に成功した例もあり、
特に労働組合の組織の強化に伴ひ共同闘争が活発化なり、
政治意識が昂揚するに従つて、経済闘争から政治闘争へ移
行する傾向が著しい。

4. 生産管理の生産に及ぼす影響

(1) 生産一般が生産に及ぼす影響を原則的に結論することは困難である。

(2) 各業種別に経営の内部に立ち入つての個別的是な吟味を要する。

(3) 生産は果して繼續再生産の意味を持つた生産であるか否か短期間では判定は困難である。

(4) 長期化した場合、金融、資材難等の逆條件で減産を余儀なくされたとしても、それが生産とのものによる減産か、或いは経済一般の悪條件から来る止むを得ないものかを区別し、感かに判定し難いのが現状である。

中央労働委員会 (議費三、五)

三月一日労働組合法施行と同時に第一回の委員会を開催次第の如くその運営に關する基本方針を發表した。

①原則として公開のものと開催をせられる。

②労働者擁護に主力を置くこと。

③今後労働組合が整備された時にはこれら組合によつて代表者を推薦させ、これにこれを輿論に問ふてその結果により

労働者側の委員を改選し、同時に中立委員をも改選する。

④争議の際における労働者の示威行為は違法とせず、全体として労働委員会は組合の解散を申立てることは出来ぬだけ

避ける。

⑤全国各地に労働者のクラブ設置を斡旋する。

⑥生産管理対策

(イ) 政府は最近の社會秩序保持聲明により生産管理に對する方針を明らかにした。即ち

(ロ) 生産管理は正當な爭議行為と認め難い。

(ハ) その理由としては、これを放任しておくこと遂に企業組織を破壊し國民經濟を混乱に陥れるやうになるからである。

(ニ) 而して政府は勞資の活いあふ場として經營協議會の設置を勸奨し、内閣書記官長談をもつて政府側の構想を明らかにした。

(ホ) 社會秩序保持聲明による生産管理否認に伴ひ、官長談をもつて明らかになされた經營協議會の政府側の構想は次の如くである。

(イ) 構想

企業者側と労働者側の同数の委員をもつて組織する。
協議事項

Ⅰ 生産計画及びこれを執行するための必要な作業計画に
関係ある事項

Ⅱ 作業研究、技能改善その他労働能率の向上に
関係ある事項

Ⅲ 労働配置その他作業條件の合理化に
関係ある事項

Ⅳ 危険防止その他の作業環境の整備に
関係ある事項

Ⅴ 労働時間、賃銀の支拂方法及び決定基準
その他労働條件の適正化に
関係ある事項

Ⅵ 労働衛生、労働能率の向上と労働強度の調整
その他労働力の保全に
関係ある事項

Ⅶ 食糧その他の配給物資の割当基準及び配給方法
に
関係

ある事柄

(四) 従業員住宅、醫療施設その他の厚生施設の整備改善に
関係ある事柄

(五) 厚生基金制度その他の厚生制度の設置運用に關係ある
事柄

(六) 經營協議會は實情に應じた弾力性あるものとする。即ち

(一) 規模の大きい企業では、生産そのものに関係ある事柄
及び労働條件に關係ある事柄を夫々協議する。生産協議
會、労働協議會の二つを設置する。

(二) 危険防止委員會、能率増進委員會、配給委員會、厚生
施設管理委員會等の特別委員會を設ける。

(三) 一つの職域だけで處理出来る事柄については職域協議
會を設ける。

(3) 經營協議會 (時事五五)

(1) 現在既に經營協議會を設置し或はつくりつゝある企業は全國で二百社以上によつておる。

(2) これについて実情を通觀すれば

(a) 使用者側は經營協議會を勞資協調機關或いは單なる諮問機關として利用せんとしておる。

(b) 組合側はこれを積極的な經營参加の決議決定機關たりしめんとしておる。

(c) 従つて經營協議會は勞資鬭争の場となり、經營参加の限界を法的に確立することが急務となつておる。

(4) 勞働立法

勞働組合法は制定施行すれ、現在審議中のものに爭議調整法がある。これに並行して勞働保護法制定に對する要望がある。

「労働法」の理由

(a) 現行労働保護法は工場法、鑛業法、商店法とその都度、
必要に応じて制定せられたものであるであつて完全な脈絡な
く複雑である。

(b) これらの適用範囲は十六才未満の年少者または女子を對
象とするもので一般國際労働條約の基準は是れを高度文
化國家の保護法に就すれば正に奴隸的保護法である。

(c) 労働保護法を國際的水準にまで高めることがなくして世界
貿易への参加の如きは到底期しうべくもない。

「労働法」の反對意見

(a) 現下の如き情勢にあつて労働條件の最低水準を法律によ
り、而して大巾に引上げることが却つて企業開業を妨げる。

(b) 労働條件の改善は労働組合の團結増進にのみ可能である
から法の制定は必要がない。

(明治三十二年)
田代